

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 3 第 1 項の規定に基づき、同項に規定する確認審査等に関する指針を次のように定める。

確認審査等に関する指針

第 1 確認審査に関する指針

建築基準法（以下「法」という。）第 6 条第 4 項及び法第 18 条第 3 項（これらの規定を法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 並びに法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第 6 条の 2 第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 並びに法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

2 法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請書の提出又は法第 18 条第 2 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2 又は法第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条（これらの規定を施行規則第 3 条の 3 第 1 項から第 3 項まで又は施行規則第 8 条の 2 第 1 項、第 6 項若しくは第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請書又は通知書の正本 1 通及び副本 1 通並びにこれらに添えた図書及び書類（第 4 項第三号及び第 5 項第三号において「申請書等」という。）の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物が、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条第 1 項（同条第 2 項の規定により適用される場合を含む。構造計算書を除く。以下同じ。）、第 3 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第 3 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する同法第 3 条第 2 項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第 3 条の 2 第 3 項（同法第 3 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物である場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設計者及び工事監理者が、それぞれ同法第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項若しくは第 3 条の 3 第 1 項に規定する建築士又は同法第 3 条の 2 第 3 項の規定に基づく条例に規定する建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 建築士法第 5 条第 1 項に規定する一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「建築士名簿」という。）により確かめる方法

ロ 当該建築物の計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等（以下この項において「申請者等」という。）に対し、建築士法第 5 条第 2 項に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は同法第 10 条の 19 第 1 項に規定する一級建築士免許証明書若しくは同法第 10 条の 21 第 1 項に規定する二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「建築士免許証等」という。）の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

二の二 申請又は通知に係る建築物が建築士法第 20 条の 2 の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された構造設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第 10 条の 2 の 2 第 1 項に規定する構造設計一級建築士証（同法第 10 条の 4 第 1 項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該構造設計一級建築士証により確かめる方法

二の三 申請又は通知に係る建築物が建築士法第 20 条の 3 の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ 一級建築士名簿により確かめる方法

ロ 申請者等に対し建築士法第 10 条の 2 の 2 第 1 項に規定する設備設計一級建築士証（同法第 10 条の 4 第 1 項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法

三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の記名及び押印があることを確かめること。

四 申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第 1 において「申請等に係る建築物等」という。）が、次のイ又はロに掲げる建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類が添えられていることを確かめること。

イ 法第 68 条の 10 第 1 項（法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認定型式の認定書の写し（その認定型式が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第 136 条の 2 の 11 第一号イに掲げる規定に適合するものであることの認定を受けた

ものである場合にあっては、認定型式の認定書の写し並びに施行規則第1条の3第5項第一号に規定する国土交通大臣が定める図書及び書類。以下「認定型式の認定書の写し等」という。)

ロ 法第68条の20第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)に規定する認証型式部材等(以下単に「認証型式部材等」という。)を有するものとする建築物、建築設備又は工作物 認証型式部材等に係る認証書の写し

五 申請又は通知に係る建築物が建築士により構造計算によってその安全性が確かめられたものである場合(建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合を除く。)にあっては、次に定めるところによること。

イ 建築士法第20条第2項に規定する証明書(以下単に「証明書」という。)の写しが添えられていることを確かめること。

ロ 証明書の写し及び施行規則第1条の3第1項第一号の表三の各項(施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する構造計算書(以下単に「構造計算書」という。)に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

六 申請又は通知に係る建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、構造計算書に構造計算の種類が記載されていることを確かめ、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断すること。

3 申請等に係る建築物等の計画が、法第6条第1項(法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合するかどうかの審査(法第20条第1項第一号に定める基準(同号の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであることに係る部分に限る。)又は令第81条第2項又は第3項に規定する基準に適合するかどうかの審査(次項において「構造計算の確認審査」という。)を除く。)は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 施行規則第1条の3第1項の表一及び表二、同条第4項の表一、第2条の2第1項の表並びに第3条第1項の表一及び表二の各項の(ろ)欄(これらの規定を施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に掲げる図書に記載されたこれらの欄に掲げる明示すべき事項に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査すること。ただし、施行規則第1条の3第5項各号、第2条の2第2項各号又は第3条第4項各号(これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第4項まで又は施行規則第8条の2第1項、第6項若しくは第7項において準用する場合を含む。)の規定により添えることを要しないとされた図書及び明示することを要しないとされた事項については、この限りでない。

二 申請又は通知に係る建築物が施行規則第1条の3第10項の規定の適用を受ける場合にあっては、次に定めるところによること。

イ 検査済証の写し等が添えられていることを確かめること。

ロ 施行規則第1条の3第10項(施行規則第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する直前の確認に要した図書及び書類並びに申請書等により申請又は通知に係る建築物が施行規則第1条の3第10項の規定の適用を受けることができるものであることを確かめること。この場合において、直前の確認に要した図書及び書類により令第81条第2項又は第3項に規定する基準に適合するかどうかを審査をすることを要しない。

三 認定型式の認定書の写し等が添えられたものにおいて、当該認定に係る建築物の部分又は工作物の部分の計画が認定型式に適合していることを確かめること。

四 認証型式部材等に係る認証書の写し等が添えられたものにおいて、申請等に係る建築物等が有する認証型式部材等が当該認証型式部材等製造者により製造されるものであることを確かめること。

五 法第68条の25第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する構造方法等の認定に係る認定書の写し等が添えられているものにおいて、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法等によるものであることを確かめること。

六 法第38条(法第67条の2、法第67条の4及び法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による認定に係る認定書の写し等が添えられているものにおいて、申請又は通知に係る建築物若しくはその部分又は工作物若しくはその部分の計画が当該認定を受けた構造方法又は建築材料によるものであることを確かめること。

七 申請等に係る建築物等が、法第86条の7各項(これらの規定を法第87条第4項並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。この号において同じ。)の規定によりそれぞれ当該各項に規定する増築等をする建築物若しくは工作物又は移転をする建築物である場合にあっては、当該各項に規定する規定が適用されない旨が明示された図書により、申請等に係る建築物等が法第86条の7各項に規定する規定の適用を受けないものであることを確かめること。

八 法第86条の8第1項に規定する認定に係る認定書及び添付図書の写し等が添えられている場合にあっては、申請等に係る建築物等の計画が認定を受けた全体計画と同一のものであることを確かめること。

九 法第93条第4項に規定する場合以外の場合にあっては、同条第1項本文の規定により申請に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村にあっては、市町村長。)又は消防署長の同意を得ること。

十 申請等に係る建築物等が、法第39条第2項、第40条(法第88条第1項において準用する場合を含む。)、第43条第3項、第49条から第50条まで又は第68条の2第1項(法第88条第2項において準用する場合を含む。)若しくは第68条の9第1項の規定に基づく条例(法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。)又は第68条の9第2項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける建築物、建築設備又は工作物である場合にあっては、第一号の規定によるほか、施行規則第1条の3第7項、第2条の2第4項又は第3条第6項(これらの規定を施行規則第8条の2第1項、第5項又は第6項において準用する場合を

む。)の規定に基づき特定行政庁が申請書に添えるべき図書として規則で定める図書に記載すべきものとされる事項が記載された図書により当該条例の規定に適合しているかどうかを審査すること。

4 構造計算の確認審査は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、当該建築物の構造又は規模に照らして法第20条第1項の規定又は令第137条の2各号に掲げる範囲に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合していることを確かめること。

二 申請又は通知に係る建築物の安全性を確かめるために行った構造計算の種類が、証明書等の写しの記載事項と整合していることを確かめること。ただし、当該建築物が建築士法第20条の2の規定の適用を受ける場合にあっては、この限りではない。

三 次のイからニまでに掲げる構造計算の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定めるところにより審査を行うこと。

イ 法第20条第1項第一号の規定に基づき令第81条第1項に規定する基準に従った構造計算 申請又は通知に係る建築物の計画が、同号の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しにより、当該認定を受けた構造方法によるものであることを確かめ、かつ、構造図その他の申請書又は通知書に添えられた図書及び書類の記載事項と整合していることを確かめること。

ロ 令第81条第2項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの 次に定めるところにより行うこと。

(1) 法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第3条の12に規定する図書及び書類(以下「適合判定通知書等」という。)の提出を受ける前においては、次に定めるところによること。

(i) 申請書等により、別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。

(ii) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関(以下「都道府県知事等」という。)から施行規則第三条の八(施行規則第三条の十又は第八条の二第八項において準用する場合を含む。)(2)(iii)において同じ。)の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、遅滞なく、当該事項に対する回答をすること。

(iii) 申請又は通知に係る建築物の計画について都道府県知事等が別表(ニ)欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第1条の4(施行規則第3条の3第1項又は第8条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により、当該計画について構造計算適合性判定の申請を受けた都道府県知事等に対し、当該事項の内容を通知すること。

(iv) 都道府県知事等から第二第2項第七号の規定による照会があった場合においては、当該照会をした都道府県知事等に対して、当該照会に対する回答をすること。

(2) 適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによること。

(i) 申請書等と適合判定通知書等の記載事項が相互に整合していることを確かめること。

(ii) 申請書等並びに第二第4項第二号に規定する意見に関する記録及び同項第五号ロに規定する追加説明書により、別表(イ)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ロ)欄に掲げる図書に基づき、同表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。

(iii) 都道府県知事等から施行規則第三条の八の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査すること。

(iv) 申請又は通知に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会すること。

ハ 令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの ロに定めるところにより行うこと。この場合において、国土交通大臣の認定を受けたプログラムの当該認定に係る認定書の写しの内容を確かめるとともに、申請又は通知の際に施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)ただし書(施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する磁気ディスク等(第二第3項第三号ロにおいて単に「磁気ディスク等」という。)の提出があったときは、別表(ハ)欄に掲げる審査すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る審査すべき事項については、その審査を省略することができるものとする。

ニ 令第81条第3項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの ロ(1)(i)に定めるところによること。ただし、施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)(施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく国土交通大臣の認定に係る認定書の写しが添えられたものにあつては、申請又は通知に係る建築物又はその部分の計画が当該認定を受けた建築物又はその部分に適合することを確かめるとともに、当該認定の際に国土交通大臣が指定した構造計算の計算書により審査すること。

5 前3項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該計画に係る申請者又は通知をした国の機関の長等(以下この項において「申請者等」という。)に法第6条第4項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項に規定する確認済証を交付すること。

二 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、第6条第7項、法第6条の2第4項又は法第18条第14項(これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用

する場合を含む。次号において同じ。)の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合しない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

三 前3項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、第6条第7項、法第6条の2第4項又は法第18条第14項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備(申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。)がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前3項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合 申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類(以下この号において「追加説明書」という。)の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前3項の規定による審査を行うこと。

四 確認審査を行っている期間中において申請者等が申請等に係る建築物等の計画を変更しようとするときは、当該確認審査に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないこと。